

平成 17 年 11 月

平成18年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

ま え が き

税制調査会は、平成 15 年 10 月 6 日の総会において、内閣総理大臣から諮問を受け、本年 10 月 25 日から平成 18 年度の税制改正についての審議を開始し、11 月 25 日の総会において、その審議の結果を「平成 18 年度の税制改正に関する答申」として取りまとめ、これを内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

平成18年度の税制改正に関する答申

平成17年11月25日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

税制調査会会長 石 弘 光

平成18年度の税制改正に当たっての当調査会の意見を別紙のとおり取りまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて適切に対処することを希望します。

税制調査会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員、特別委員及び専門委員は、次のとおりである。

委 員	秋 山 咲 恵	神 津 十 月
	石 弘 光	上 月 英 子
	井 戸 敏 三	佐 竹 敬 久
	井 上 裕 之	神 野 直 彦
	猪 瀬 直 樹	高 木 剛
	大 宅 映 子	田 近 栄 治
	岡 田 ヒロミ	田 中 直 毅
	翁 百 合	丹 羽 宇 一 郎
	奥 野 正 寛	水 野 忠 恒
	菊 池 哲 郎	村 上 政 敏

なお、草野忠義は途中辞任し、高木剛がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	井 堀 利 宏	辻 山 栄 子
	上 野 博 史	出 口 正 之
	遠 藤 安 彦	中 里 実
	尾 崎 護	長 野 幸 彦
	河 野 光 雄	林 宜 嗣
	小 嶋 功 一	本 間 正 明
	島 田 晴 雄	松 永 真 理
	竹 内 佐 和 子	宮 島 洋

専門委員	岩 崎 慶 市	川 北 隆 雄
	太 田 宏	長 宗 我 部 友 親

目 次

一 基本的考え方	1
二 主要な課題	2
1. 個人所得課税	2
2. 法人課税	2
3. 国際課税	3
4. 酒税	3
5. 固定資産税	3
6. 租税特別措置等の整理合理化	4
7. 特定財源	4
8. 地球温暖化問題への対応	4
9. 納税環境整備	5

一 基本的考え方

今、わが国は、先進国中最悪の危機的財政状況の下、少子・高齢化、グローバル化といった大きな構造変化に直面している。この中で、政府は、将来にわたり公正な社会を維持し、持続的な経済社会の活性化を実現するため、広範な分野の構造改革に取り組んでいる。例えば、近年、不良債権処理の促進や大胆な規制改革が進められ、経済の体質強化や民需中心の経済活性化が図られている。税制についても、新たな社会に相応しい姿に再構築するため、「あるべき税制」の具体化に向けた取組みを進めている。

厳しい財政状況に対する国民の将来不安を払拭し、経済社会の持続的な活性化を図るため、公的部門を持続可能なものにしていくことが極めて重要な課題である。このため、「三位一体の改革」を実現することに加え、給付と負担のあり方を抜本的に見直す社会保障制度改革、さらには歳出・歳入両面からの財政構造改革を断行していかなければならない。こうした歳出・歳入一体改革の土台固めを行う平成18年度予算において、政府は、一般歳出を平成17年度に引き続き減額するとともに、新規国債発行額についてできるだけ30兆円に近づけるとの方針で、予算編成に取り組むこととしている。

今後これらの改革を実行していくにあたり、まずはあらゆる分野で徹底した行財政改革を進め、公的部門の無駄をなくして欲しいというのが国民の声である。税制調査会としても、一般会計・特別会計ともに徹底した歳出削減や予算配分の重点化・合理化を実現し、聖域なき歳出改革が図られることが不可欠であると考えている。

他方、高齢化の進展に伴い公的サービスの費用が急速に拡大している中、租税を含むわが国の国民負担は、他の先進諸国と比較しても低い水準となっている。歳出改革を断行しつつも、なお必要とされる社会共通の費用については、制度・執行両面の取組みを通じて、国民全体で広く公平に分かち合う必要がある。今後、所得・消費・資産等の課税ベースを通じてどのような負担を求めることが適切かといった検討も含め、税体系全体の抜本的改革を総合的に議論していかなければならない。税制改革は、種々の改革と密接に関連しており、今後歳出・歳入両面からの財政構造改革全体の姿を示し、国民の理解を求めていく必要がある。政府は来年半ばを目途に歳出・歳入一体改革の方向についての選択肢と工程表を明らかにするとしており、税制調査会としてもかかる諸改革の動きを十分に踏まえつつ、税制全体のあり方の総合的な検討を進めていきたい。

以下、平成18年度改正の主要な課題についての指針を示すこととする。

二 主要な課題

1. 個人所得課税

平成18年度改正においては、国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置により、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。その実施にあたっては、個々の納税者における税負担の変動を極力小さくすることに十分留意し、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担を明確化すべきである。具体的には、個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化することを基本とする。一方、所得税については、所得再分配機能を適切に発揮させるように、より累進的な税率構造を構築し、国・地方を通じ全体として個人所得課税のあるべき姿と整合的な制度とすべきである。

定率減税は、経済社会の構造変化への対応といった観点とは関わりなく、専ら著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から緊急避難的に講じられた景気対策のための措置であり、全ての納税者を対象に、一律に税負担を軽減するものである。経済状況が導入当時に比べ改善している中、この減税は見合いの財源なしに将来世代の税負担により毎年継続されてきている。こうしたことを踏まえれば、これまでの答申で指摘しているとおり、経済状況を見極め、廃止すべきである。

個人住民税均等割の税率は、これまでの1人当たり国民所得等の伸びを勘案するとなお低い水準にとどまっており、その税率を引き上げる必要がある。その際、基礎自治体である市町村を重視することを検討すべきである。

2. 法人課税

経済社会の構造変化に柔軟に対応する観点から、新しい会社法制に対応する整備や株式交換等組織再編に係る税制を整備する必要がある。また、事業形態の多様化の動きについては、事業形態の選択に対する中立性を確保する観点からの確な対応が求められる。すなわち、わが国税制は、収益及び費用の私法上の実質的な帰属に着目して法人やこれに準ずる性格を有する信託等に対し法人課税を行っており、引き続きこうした適正な課税関係を構築していく必要がある。さらに、法人の設立が容易になる中で、個人形態と法人形態との税負担の差に由来する不公平は是正すべきである。

法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況にはなく、また、国際競争力維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当である。

公益法人制度改革に対応する税制については、本年6月の「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」で示したとおり、「新たな非営利法人制度」の適切な制度設計が税制上の措置を検討する不可欠の前提である。当調査会としては、「新たな非営利法人制度」に関する法案の具体的な内容を踏まえ、改めて税制の具体化に向けた検討を行うこととしたい。

3. 国際課税

租税条約は、国家間の課税権を調整し、国際的な投資交流を促進するための基礎的なインフラである。そのネットワークを拡充すべく、先般改定について基本合意された日英租税条約・日印租税条約の早期の実施に向け、努力すべきである。

脱税等のいわゆる犯則事件に関し、条約上の情報交換規定に基づく情報提供要請に応じた情報の収集手段を拡充する必要がある。また、課税の適正化を図るため、わが国に短期間滞在する居住外国人の課税範囲を限定している非永住者制度を見直すべきである。さらに、条約上と国内法上との取扱いの差異を利用した国際的な租税回避の防止が重要であり、その方策について検討していく必要がある。

4. 酒税

現行の酒税制度は、近年の酒類消費の多様化や製造技術の変革に必ずしも適切に対応したものはなっていない。このような状況を踏まえ、税制の中立性や公平性を確保する観点から、酒類の製法や性質等に着目してその分類の大括り・簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で包括的に見直す必要がある。

5. 固定資産税

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。

土地に係る固定資産税については、平成6年度以降いわゆる7割評価が実施され、評価水準は全国的に均衡化された。一方、税負担の急増に配慮した措置が講じられてきた結果、負担水準については依然としてばらつきが残っている。このため、今後、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。

6. 租税特別措置等の整理合理化

政策減税として平成15年度に導入された研究開発税制（上乘せ分）及びIT投資促進税制は本年度末に期限を迎えるが、この間に企業の研究開発や設備投資は総じて順調に増加した。平成18年度税制改正においては、研究開発税制の基幹的部分は期限を区切らない措置とされる一方で、前述の措置は3年間の時限措置とされたという経緯を十分に踏まえる必要がある。また、同様に3年間の時限措置として導入され、本年度末に期限を迎える不動産登記に係る登録免許税の軽減措置や不動産取得税の軽減措置についても、導入の経緯や土地取引を巡る状況を勘案しなければならない。したがって、これら現行の措置を延長する必要はない。

租税特別措置・非課税等特別措置を講ずるに当たっては、これまでの答申で指摘しているとおり、既存の措置について大胆な整理合理化を進めつつ、競争力向上等の構造改革や経済社会の活性化を進めるために真に有効な措置に集中・重点化していかなばならない。

7. 特定財源

道路特定財源等の特定財源については、資源の適正な配分を歪め財政を硬直化させる可能性があることから、一般財源として活用していくべきである。

道路特定財源を含むエネルギー関係諸税等については、資源節約・消費抑制・社会的コストといった観点や諸外国と比較して税負担水準が低い状況にあること、地球温暖化対策が求められている中で税負担水準の引下げには問題が多いこと、さらには国・地方を通じた極めて厳しい財政事情等を考慮すると、当調査会がこれまで指摘してきたとおり、納税者の理解を求めつつ、現行の税負担水準を維持することが適当である。

8. 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

9. 納税環境整備

税制に対する国民の信頼を確保するためには、制度のみならず、所得捕捉等の執行面においても適正・公平な課税の実現に努めるとともに、まじめな納税者の視点に立って制度を改善していく必要がある。

公示制度については、第三者の監視による牽制的効果の発揮を目的として設けられたが、所期の目的外に利用されている面がある、犯罪や嫌がらせの誘発の原因となっている等、種々の指摘がなされている。また、これに加え、個人情報保護法の施行を契機に、国の行政機関が保有する情報について一層適正な取扱いが求められている。このような諸事情を踏まえ、公示制度は廃止すべきである。

相続税の物納制度については、物納の許可基準が明確でない、手続に長期間を要するケースが見られる等の指摘があることを踏まえ、物納制度に対する信頼を確保するため、手続の明確化・迅速化等の観点から制度を整備すべきである。

加算税制度については、近年のインターネット取引の急増等を背景に無申告事例が多発している状況等にかんがみ、申告秩序維持の観点からその割合を見直す必要がある。

個人住民税については、徴収の効率化を図る観点から、所得税や介護保険料と同様に、公的年金等からの特別徴収を速やかに実施する必要がある。

参 考 资 料

目 次

1. 個人所得課税	
・ 税源移譲について	1
・ 個人住民税所得割及び所得税の税率構造	2
・ 個人所得課税の定率減税	3
・ 定率減税導入時と現在の経済状況等の比較	4
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）	5
・ 均等割の平均税率等の推移	6
2. 法人課税	
・ 会社法制の現代化の概要	7
・ 事業形態の多様化	8
・ 個人形態と法人形態の税負担の調整	8
・ 法人税率の国際比較	9
・ 公益法人制度改革の基本的枠組み（イメージ）	10
3. 国際課税	
・ 租税条約関係	11
・ 非永住者制度	12
・ 犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備	13
4. 酒税	
・ 酒税法における酒類の分類及び定義	15
・ 酒税の税率	16
5. 固定資産税	
・ 固定資産税及び都市計画税の概要	17
・ 市町村税収全体に占める固定資産税の割合	18
・ 固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）	19
・ 固定資産税における負担水準の均衡化のしくみ（商業地等）	20
・ 負担水準の分布の変化（平成9年度～17年度）	21

6. 租税特別措置等の整理合理化

- ・ 租税特別措置による減収額（37,970億円）の内訳（平成17年度ベース）… 23
- ・ 研究開発税制の概要（平成15年度改正）… 24
- ・ IT投資促進税制等の概要（平成15年度改正）… 25
- ・ 不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し（15年度改正）… 26
- ・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成17年度ベース）… 27
- ・ 不動産取得税の特例税率について… 28

7. 特定財源

- ・ 主な特定財源一覧… 29
- ・ 道路特定財源の概要（平成17年度予算・地方財政計画額）… 30
- ・ OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（2005年第1四半期）… 31
- ・ 軽油の小売価格に占める税の負担割合の国際比較… 31
- ・ 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）… 32

8. 地球温暖化問題への対応

- ・ 京都議定書の目標達成のためのスケジュール… 33
- ・ 京都議定書目標達成計画（抄）（平成17年4月28日閣議決定）… 34

9. 納税環境整備

- ・ 公示制度について… 35
- ・ 相続税の納付の方法… 36
- ・ インターネット取引を行っている者に対する調査状況… 37
- ・ 公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較… 38

1. 個人所得課稅

税源移譲について

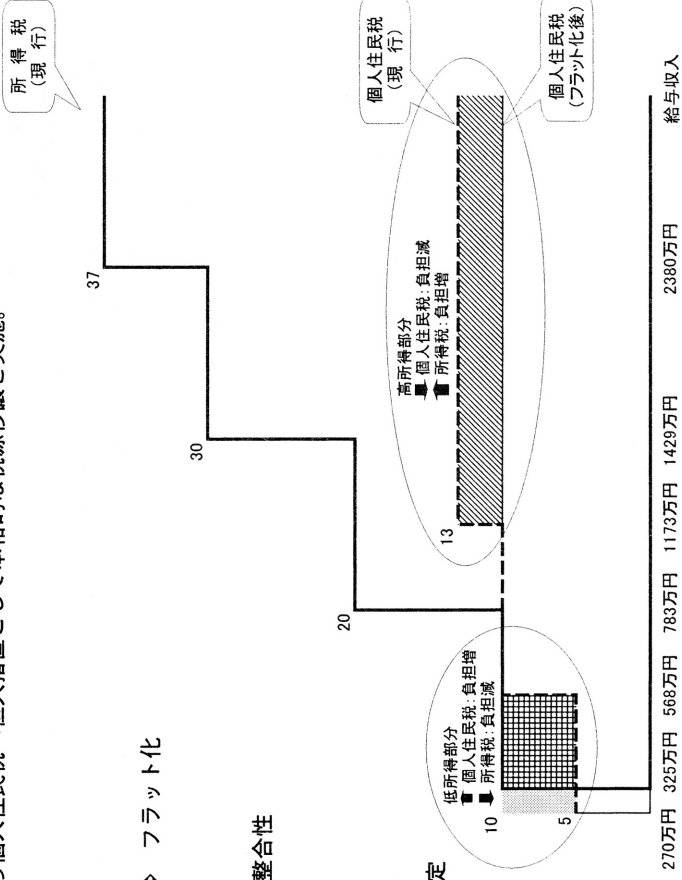
基本的考え方

○所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。
その際、以下の点に留意

- 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
所得税：所得再分配機能
個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- 国、地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿との整合性

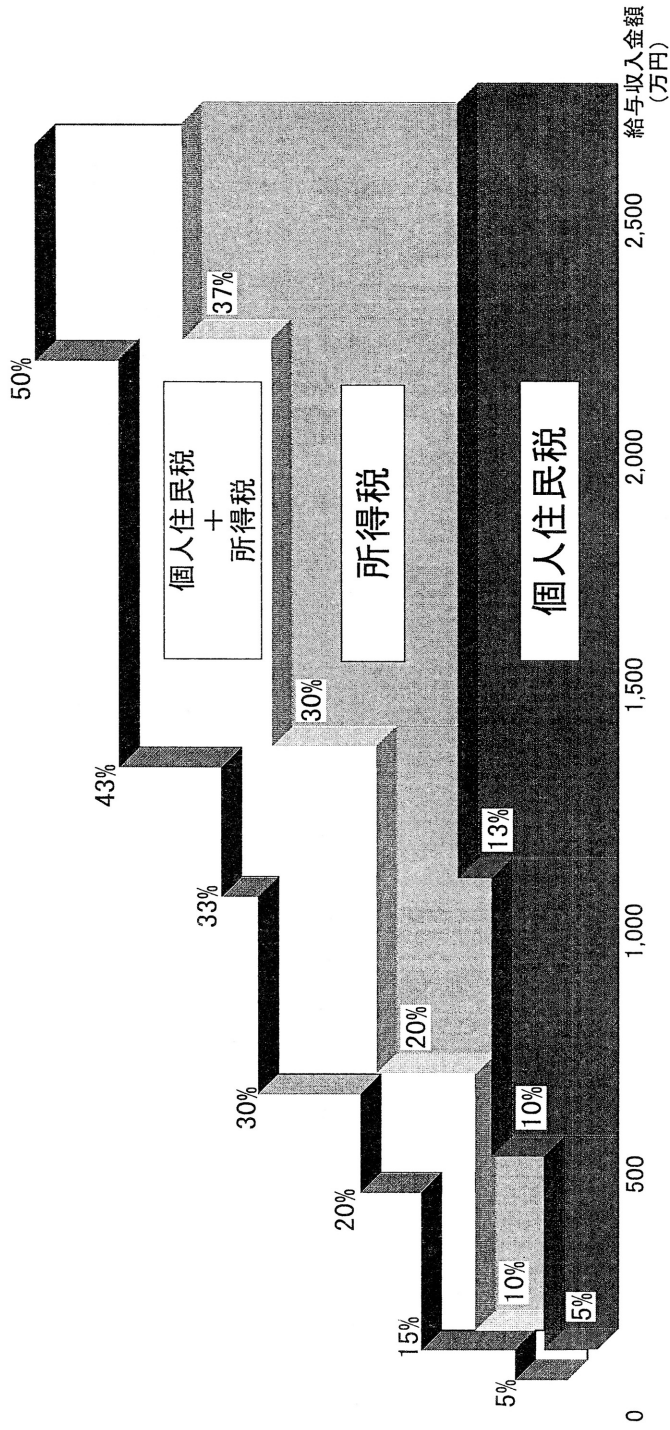
主な検討項目

- 所得税
 - 最低税率（10%）よりも低い税率ブランクの設定
 - 最高税率の引上げ
 - ブランクの見直し等
- 個人住民税
 - 税率のフラット化
 - 低所得部分に係る負担調整措置



(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

個人住民税所得割及び所得税の税率構造



(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

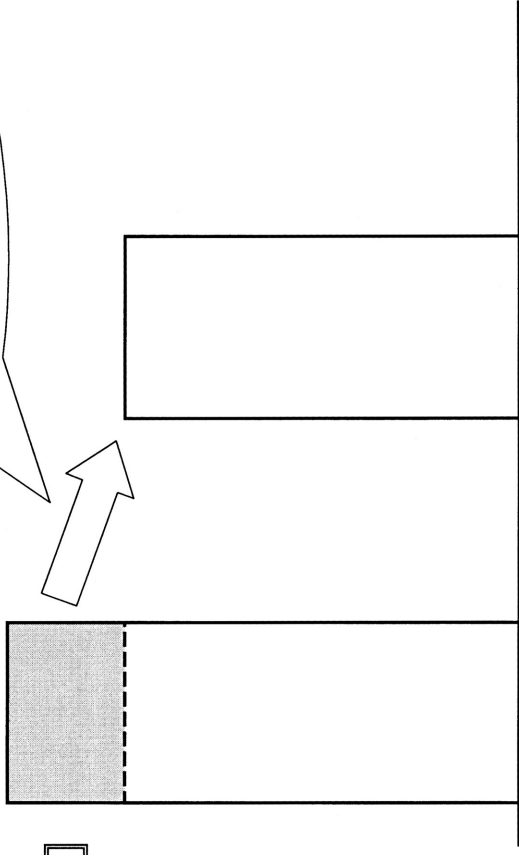
個人所得課税の定率減税

- 所得税
税額の10%
相当額を控除
(12.5万円を限度)
- 個人住民税
所得割額の7.5%
相当額を控除
(2万円を限度)

定率減税額

※ 減収額

- 所得税 1.25兆円
- 個人住民税 0.4兆円



定率減税前の税額

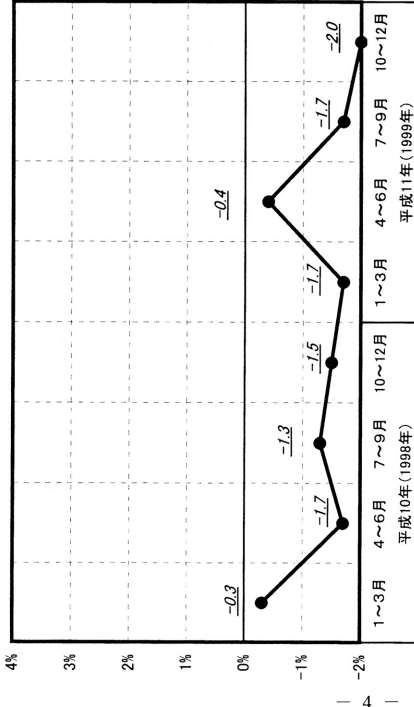
定率減税後の税額

(注) 1. 上記は17年度改正後のものである。
 【改正前】所得税 : 20%・25万円限度
 個人住民税 : 15%・4万円限度
 2. 減収額は、所得税が17年度予算ベース、個人住民税が16年度当初課税ベースのものである。

定率減税導入時と現在の経済状況等の比較

《導入時：平成10年～11年》

○国内総生産成長率(名目)の推移(前年同期比)



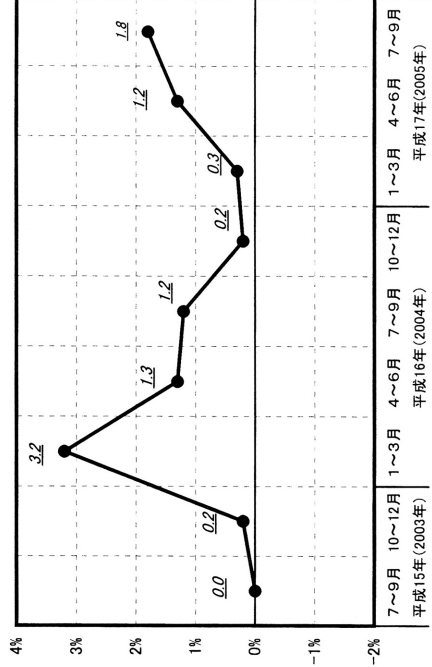
- 11月 緊急経済対策(事業規模17兆円超)
- 11月 特別減税(2兆円)
- 5月 特別減税(2兆円)
- 4月 緊急経済対策(事業規模6兆円超)
- (合計4兆円)
- 3月 11年度税制改正(定率減税導入)
- 6月 緊急雇用対策(人員規模70万人超)
- 11月 経済新生対策(事業規模17兆円超)

(参考)月例経済報告における経済認識

(平成10年11月基調判断)
 景気は低迷状態が引き、極めて厳しい状況にある。…経済の先行きに対する不透明感が依然強い。

(出所)内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」(平成17年11月11日発表分)

《現在：平成15年～17年》



3月 17年度税制改正(定率減税縮減)

(平成17年11月基調判断)
 景気は、緩やかに回復している。…先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率三年額)

(単位:円)

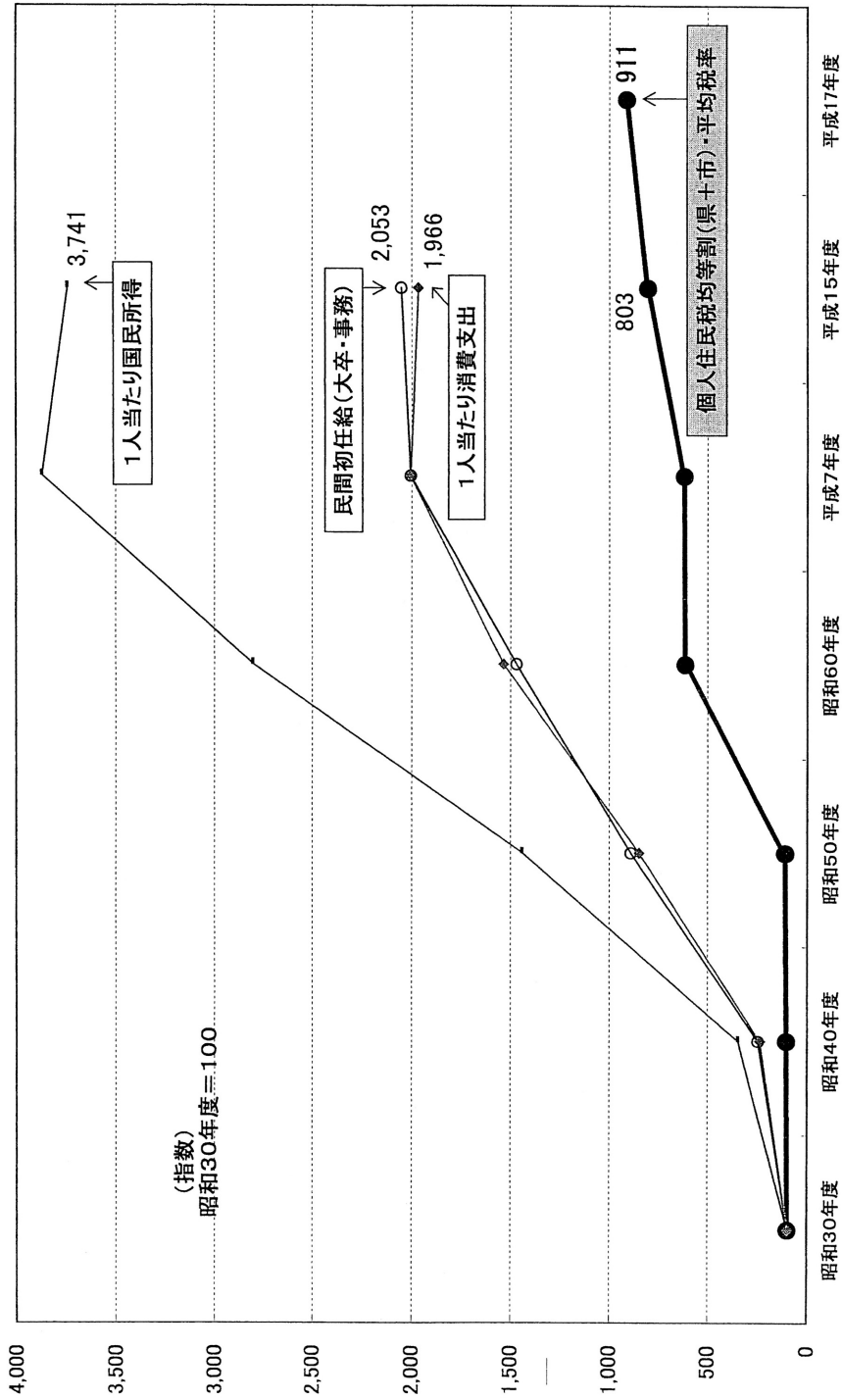
区分(年度)	昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成15	平成17
市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000	※改正は、 平成16年度 } 3,000
標準									
町	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	2,500	
村民税	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	2,000	
道府県民税(標準税率)	—	—	100	300	500	700	1,000	1,000	1,000

(単位:億円、%)

均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,630	1,974
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	78,669	79,611
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.1	2.5

(注)「税収額」は、平成15年度以前は決算額、平成17年度は地方財政計画額である。

均等割の平均税率等の推移



2. 法人課税

会社法制の現代化の概要

- ・ 最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行う。
- ・ 商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典（会社法）を創設する。

1 利用者の視点に立った規律の見直し

- ① 株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合
- ② 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本金制度の見直し）

2 会社経営の機動性・柔軟性の向上

- ① 組織再編行為（合併、会社分割等）に係る規制の見直し
→ 合併等対価の柔軟化、簡易組織再編行為に係る要件の緩和等
- ② 株式・新株予約権・社債制度の改善
→ 株式の譲渡制限に係る定款自治の拡大、会社に対する金銭債権の現物出資に係る検査役の調査の省略等
- ③ 株主に対する利益の還元方法（利益配当等）の見直し
→ 回数制限の撤廃、取締役会限りでの利益配当等の決定の許容等
- ④ 取締役の責任に関する規定の見直し
→ 委員会設置会社とそれ以外の会社の取締役の責任に関する規定を調整

3 会社経営の健全性の確保

- ① 株主代表訴訟制度の合理化
→ 原告が株式交換等によって株主たる地位を失っても原告適格を失わないものとする措置、会社から提訴請求株主等への不提訴理由の通知の義務付け
- ② 大会社における内部統制システム（会社の業務の適正を確保するための体制）の構築の義務化
- ③ 会計参与制度の創設
→ 主として中小企業の計算書類の正確性の向上を図るための任意設置機関の制度の創設
- ④ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

4 その他

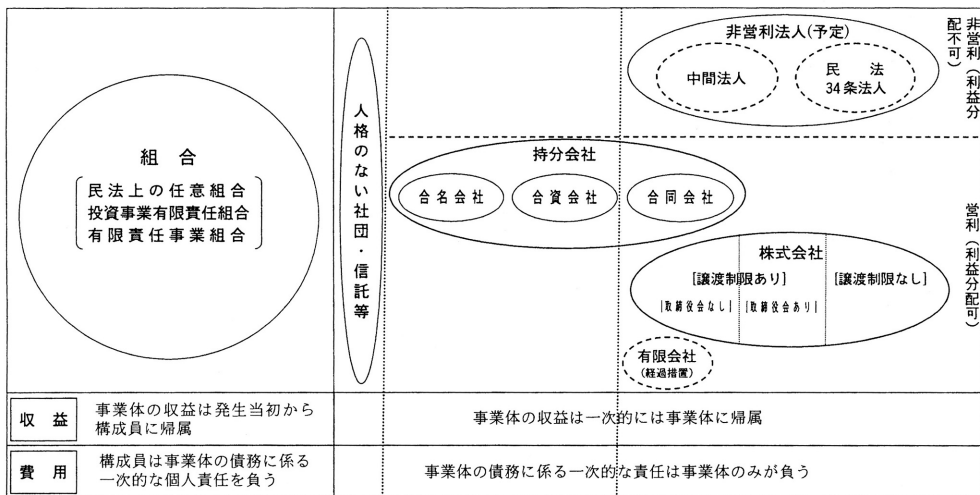
- ① 新たな会社類型（合同会社）の創設
- ② 特別清算制度の見直し

5 施行時期

平成 18 年5月（合併等対価の柔軟化については、平成 19 年5月）を目処に施行予定

事業形態の多様化

○ 主な事業体の私法上の位置づけ



(注) 有限責任事業組合制度については、
 ①各構成員が共有(合有)持分権を有すること、②損益分配の割合の定めの変更が総構成員の同意によってのみしか行われ得ないこと
 ③各構成員が事業体の解散請求権を有すること、④各構成員が事業体の債務に係る責任を負うこと
 等の点において、合同会社と私法上の差異が見られる。
 (参考) 新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方(平成17年6月税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキンググループ)(抄)
 「そもそも法人税は、事業の目的や利益分配の有無にかかわらず、収益及び費用の私法上の実質的な帰属主体である事業体がその納税義務者とされるものであり、この点は営利法人も非営利法人も同様である。」

個人形態と法人形態の税負担の調整

留意点

新たな会社法(来年5月施行予定)により法人設立が一層容易になる。

<p>現行商法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社・有限会社のみ一人会社が設立可能 ・株式会社設立時には最低1,000万円の払込みが必要 ・人的会社の社員の最低一人は無限責任である必要 	<p>⇒</p>	<p>新たな会社法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合資会社を除き一人会社が設立可能 ・会社設立時の払込額規制を撤廃 ・合同会社制度では一人会社の社員も有限責任となる
--	----------	--

(参考)

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－(抄)

平成12年7月
税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

二 法人課税

1. 法人税

(8) その他の課題

2) 赤字法人

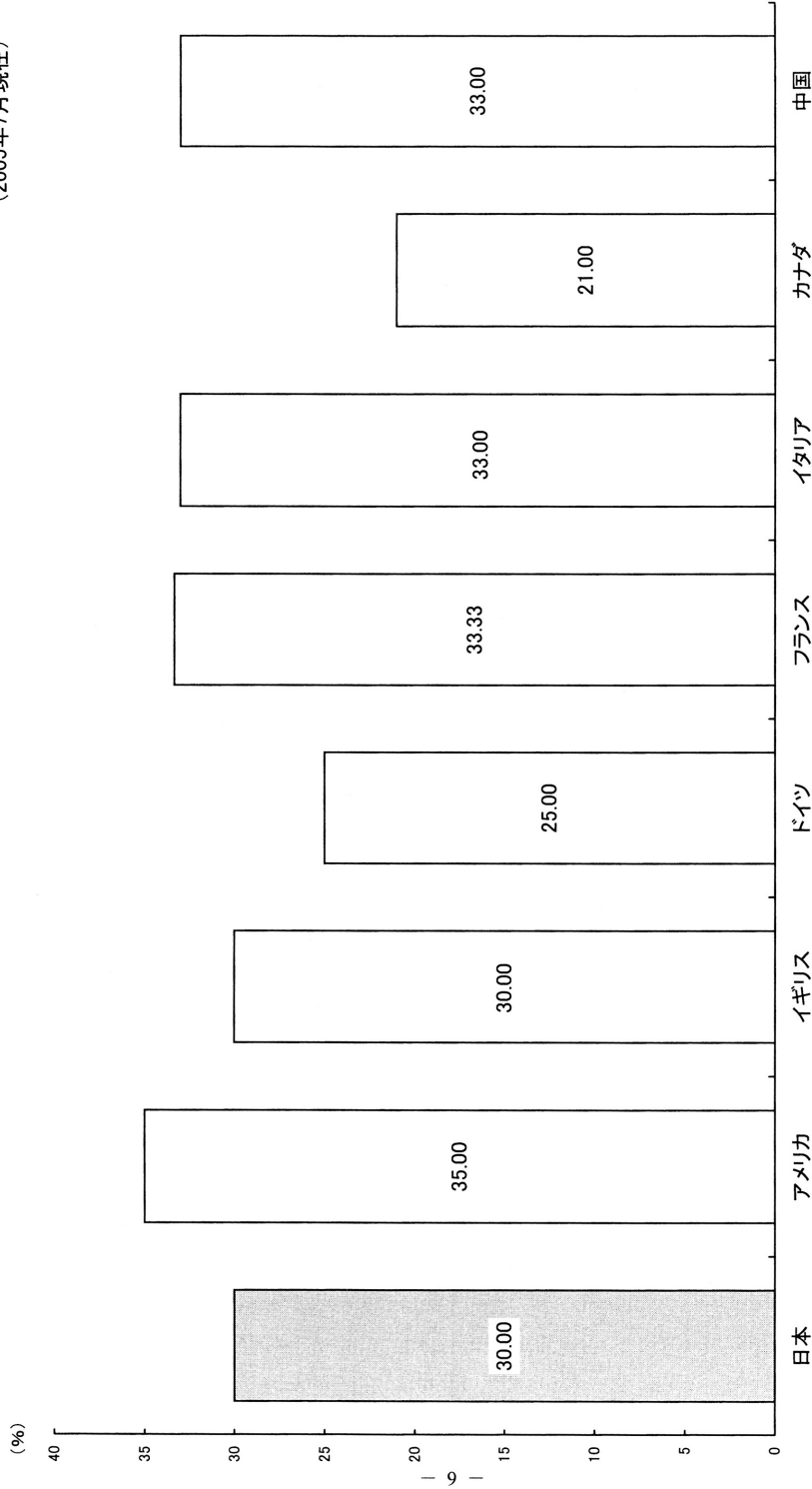
(参考) 同族会社の課税制度

同族会社については、少数の株主が意思決定権を有するため、法人の所得を役員報酬などを通じて分割することや、所得を会社に留保することによって所得税の累進税率を回避することが可能となるといったことが指摘されています。

このような問題に対応して、現行税制上、同族会社の行為計算の否認規定や留保金課税の制度が設けられています。同族会社の行為計算の否認規定は、同族会社の法人税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われた場合、それを修正して適正な課税を行うものです。また、留保金課税制度は、同族会社に対して通常の法人税のほか、一定額を超える内部留保に対して追加的な課税を行うことにより、間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態と個人形態における税負担の差を調整しようとするものであり、現行の法人税と個人所得課税の基本的仕組みを前提とする以上、今後とも必要な制度です。

法人税率の国際比較(未定稿)

(2005年7月現在)



- (注) 1. ドイツについては、別途付加税(法人税額の5.5%)が課され、これを含めると税率は26.375%となる。なお、法人税は連邦と州の共有税(50:50)である。
 2. フランスについては、別途付加税(法人税額の1.5%)が課され、これを含めると税率は33.83%となる。さらに、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると税率は34.93%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。
 3. カナダについては、別途付加税(連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除(課税所得の10%相当額)を控除した後の額の4%)が課され、これを含めると税率は22.12%となる。
 4. 中国の法人税は、中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

公益法人制度改革の基本的枠組み（イメージ）

（注）16.12.24閣議決定の内容をイメージ化したもの

【現行】

[民法 34 条]

主務官庁の許可により設立（許可主義）

公益法人

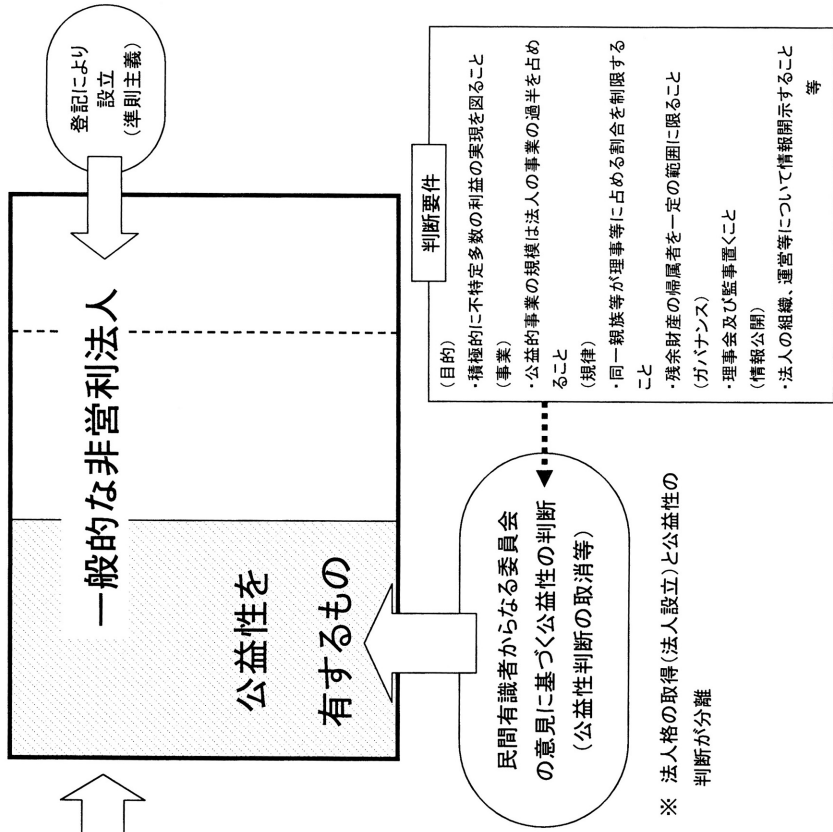
※法人格の取得（法人設立）と公益性の判断が一体

[中間法人法]

登記により設立（準則主義）

中間法人

【新制度イメージ】



3. 国 際 課 税

租税条約関係

- ・ 日英租税条約改正交渉：平成 17 年 7 月、現行条約を全面的に改正することについて、両国間で基本合意。
- ・ 日印租税条約改正交渉：平成 17 年 10 月、現行条約の内容を部分的に改正することにについて、両国間で基本合意。
- ・ これらの改正によって、わが国と条約相手国との間の投資交流が一層促進されることが期待される。

(1) 改正の概要

日英条約（全面改正）

① 投資所得の源泉地国課税（限度税率）の引下げ

	現行条約	新条約	日米条約（参考）
配当	10%	⇨ 免税又は 5%	免税又は 5%
	15%	⇨ 10%	10%
利子	10%	⇨ 免税（金融機関等） 10%（その他）	免税（金融機関等） 10%（その他）
使用料	10%	⇨ 免税	免税

② その他

条約濫用を防止する措置の導入（日米条約と同様の措置）

- イ 「特典条項」の導入
- ロ 匿名組合への適正な課税の確保

(2) 国内法制の整備

上記条約を実施するための国内法制の整備が必要。

日印条約（部分改正）

	現行条約	新条約
配当	15%	⇨ 10%
利子	10%（銀行） 15%（その他）	⇨ 10%
使用料等	20%	⇨ 10%

みなし外国税額控除規定の削除

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国が経済開発促進のために減免した税額を納付したものとみなして、外国税額控除の対象とすることを認めるもの。

非永住者制度

(1) 制度の概要

- 非永住者制度は、居住外国人のうち、国外に生活の拠点があり、一定の滞在期間後に出国する者について、わが国の課税範囲を制限する制度。

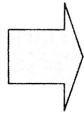
納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	<input type="radio"/> 国内に住所を有する個人 <input type="radio"/> 現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	<input type="radio"/> すべての所得（全世界所得）
非永住者	<input type="radio"/> 国内に永住する意思（注）がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	<input type="radio"/> 国内源泉所得 <input type="radio"/> 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	<input type="radio"/> 居住者以外の個人	<input type="radio"/> 国内源泉所得のみ

（注）日本の国籍を有しない者は、国内に永住する意思がないものと推定される。

(2) 適用事例

事例1

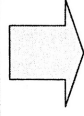
外資系企業に就職したA氏（日本国籍）は、国外で数年間勤務した後、日本企業に転職し、日本の自宅から通勤しているが、永住の意思がないとして非永住者制度の適用を受けている。



上記の事例の場合にも引き続き非永住者制度の適用を認めることが適当か？

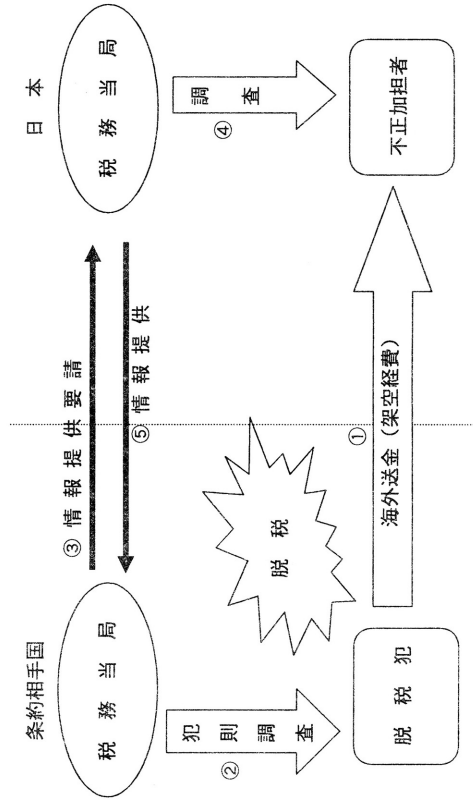
事例2

外資系金融機関の日本支店に勤めるB氏は、平成9年に来日した後、平成13年まで非永住者として申告していた。平成14年の途中にいったんアメリカに帰国した後、平成15年に再度来日し、平成15年からあらためて、非永住者制度の適用を受け始めている。



犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備

- 租税条約上の情報交換規定により、税法の適正な執行のために必要な情報を国内法制の範囲内で交換することとなっているが、近年、脱税等のいわゆる犯則事件調査のための情報交換の必要性に対する各国税務当局の認識が一層高まってきている。
- わが国現行法上、相手国からの情報提供要請が犯則事件の調査を目的とする場合には、これに基づく情報収集を行うことができず、相手国への情報提供が困難である。
- このようなわが国の現状は、犯則事件に関する情報交換についての国際的潮流に反し、我が国税務当局に対する国際的信用が低下するおそれがある。
- 租税条約の情報交換規定に基づいて条約の相手国から当該相手国の犯則事件の調査に必要な情報の提供の要請があった場合に、収税官吏が任意調査・強制調査をなし得ることとはどうか。
- なお、租税条約に基づく情報交換は、相互主義が前提となっていることから、情報収集手続の整備を行うこととすれば、わが国からの情報提供要請の実効性も確保されるという効果が期待される。

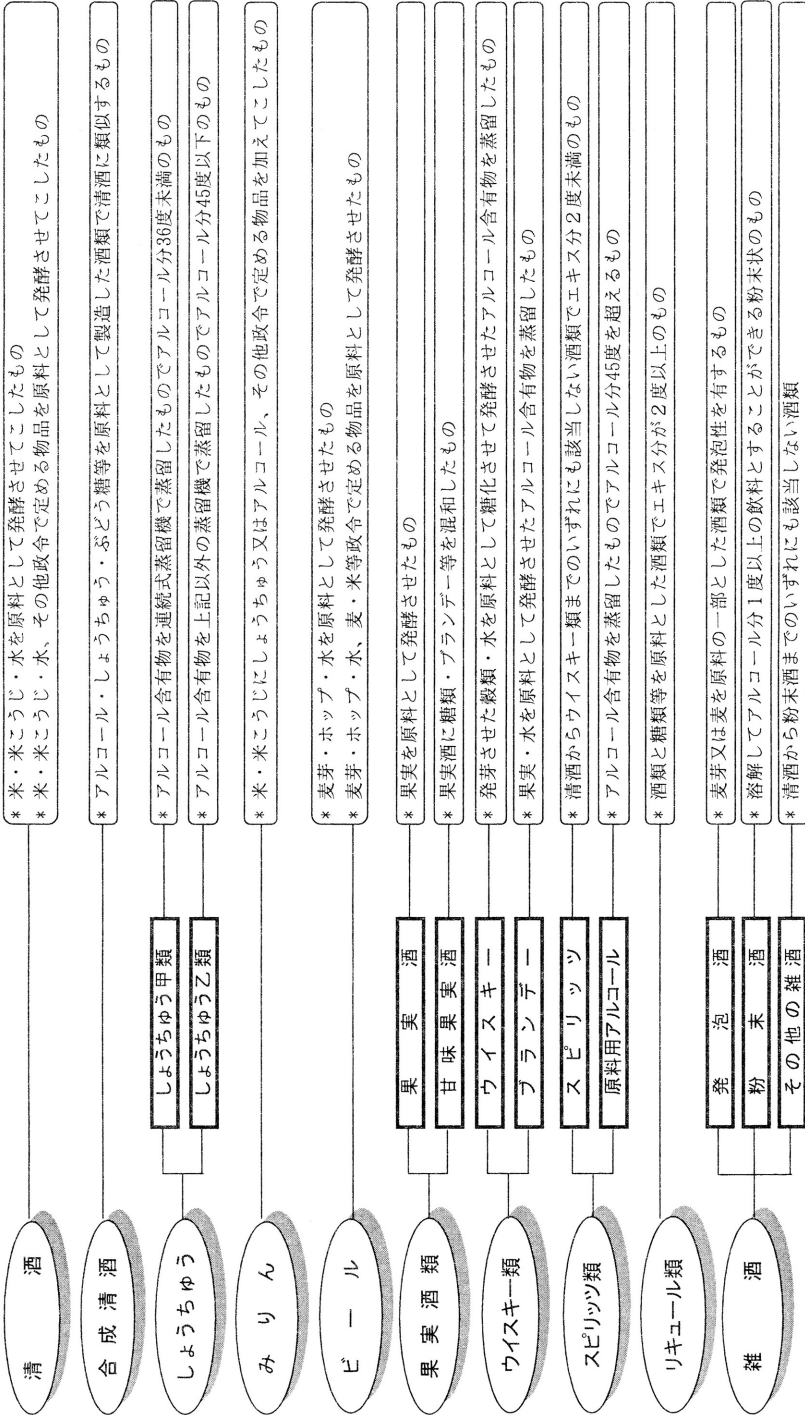


4. 酒 税

酒税法における酒類の分類及び定義

酒税法上の定義の概要

種類 (酒税法第2条第2項)
品目 (酒税法第4条第1項)



* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたものの
* 米・米こうじ・水、その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものの

* アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの

* アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの

* アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの

* 米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたものの

* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの
* 麦芽・ホップ・水、麦、米等政令で定める物品を原料として発酵させたもの

* 果実を原料として発酵させたもの

* 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの

* 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

* 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

* 清酒からウイスキー類までのいづれにも該当しない酒類でエキス分2度未満のもの

* アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの

* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの

* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの

* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの

* 清酒から粉末酒までのいづれにも該当しない酒類

【 10種類 】

【 11品目 】

酒 税 の 税 率

区 分	基 準 アルコール分	1 kl 当 たり 税 率	ア ル コ ー ル 分 1 度 当 たり 加 減 算
清 酒	度 15.0	円 140,500	円 9,367
合 成 酒	15.0	94,600	6,307
し ょ う ち ゅ う	甲 類	248,100	9,924
	乙 類		
み 酒	13.5	21,600	1,600
ビ ー ル	(5.0)	222,000	(44,400)
果 実 酒 類	果 実 酒	70,472	(5,873)
	甘 味 果 実 酒	103,722	8,644
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー		
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	367,188	9,924
	原 料 用 ア ル コ ー ル		
リ キ ュ ー ル 類	12.0	119,088	9,924
雑 酒	発 泡 酒 (麦 芽 50% 以 上)	222,000	(44,400)
	“ (麥 芽 25 ~ 50% 未 滿)	178,125	(35,625)
	“ (そ の 他)	134,250	(26,850)
	粉 末 酒	320,500	—
そ の 他 の 雑 酒 (み り ん 類 似)	13.5	21,600	1,600
	12.0	103,722	8,644

(注) 1. ビール、果実酒及び発泡酒の税率は、アルコール分に関わらず一定税率である。
 2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。

5. 固定資産税

固定資産税及び都市計画税の概要

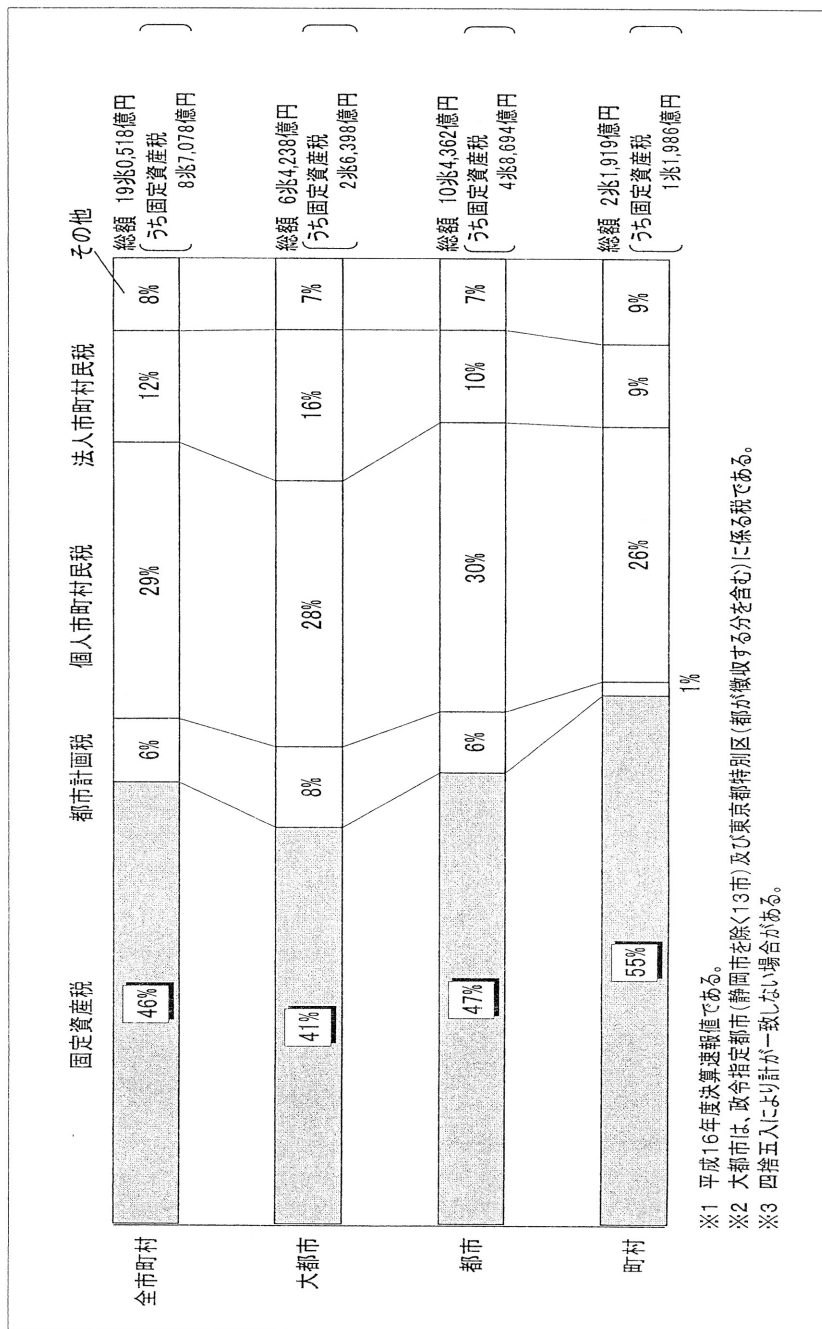
区分	固定資産税	都市計画税
課税主体	全市町村 (東京23区の区域内は東京都が課税)	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数726団体)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億7,806万筆、家屋：5,925万棟)	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,081万筆、家屋：2,923万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地：3,856万人、家屋：3,762万人、 償却資産：400万人)	土地又は家屋の所有者 (土地：1,961万人、家屋：2,327万人)
課税標準	価格(適正な時価) ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え (次の評価替えは平成18年度)	同左
税率	標準税率 1.4%	制限税率 0.3%
税収	8兆7,078億円(平成16年度決算速報値)	1兆2,361億円(平成16年度決算速報値)

※1 都市計画税は、都市計画事業に充当するための目的税。

※2 税収以外のデータは、平成17年度実績。

※3 固定資産税の制限税率(2.1%)は、平成16年度改正により廃止。

市町村税収全体に占める固定資産税の割合

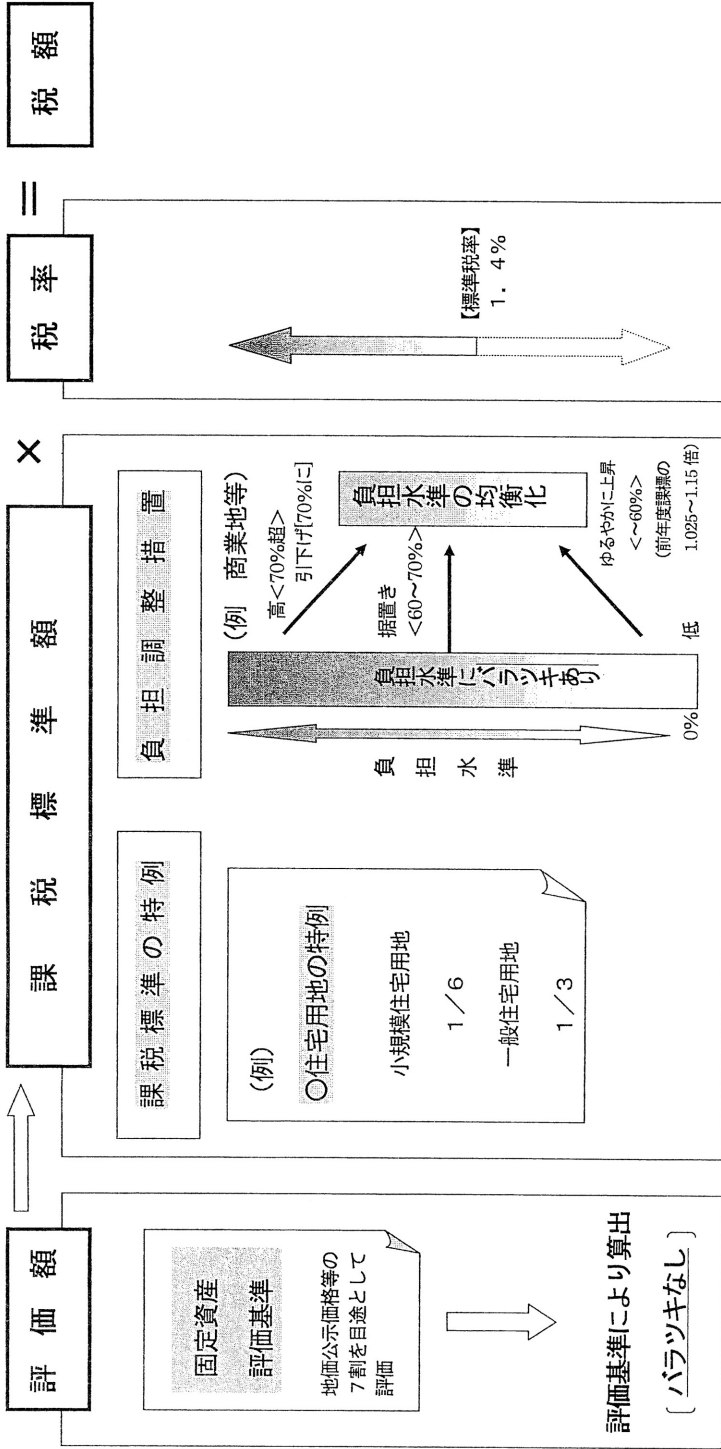


※1 平成16年度決算速報値である。

※2 大都市は、政令指定都市（静岡市を除く13市）及び東京都特別区（都が徴収する分を含む）に係る税である。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）

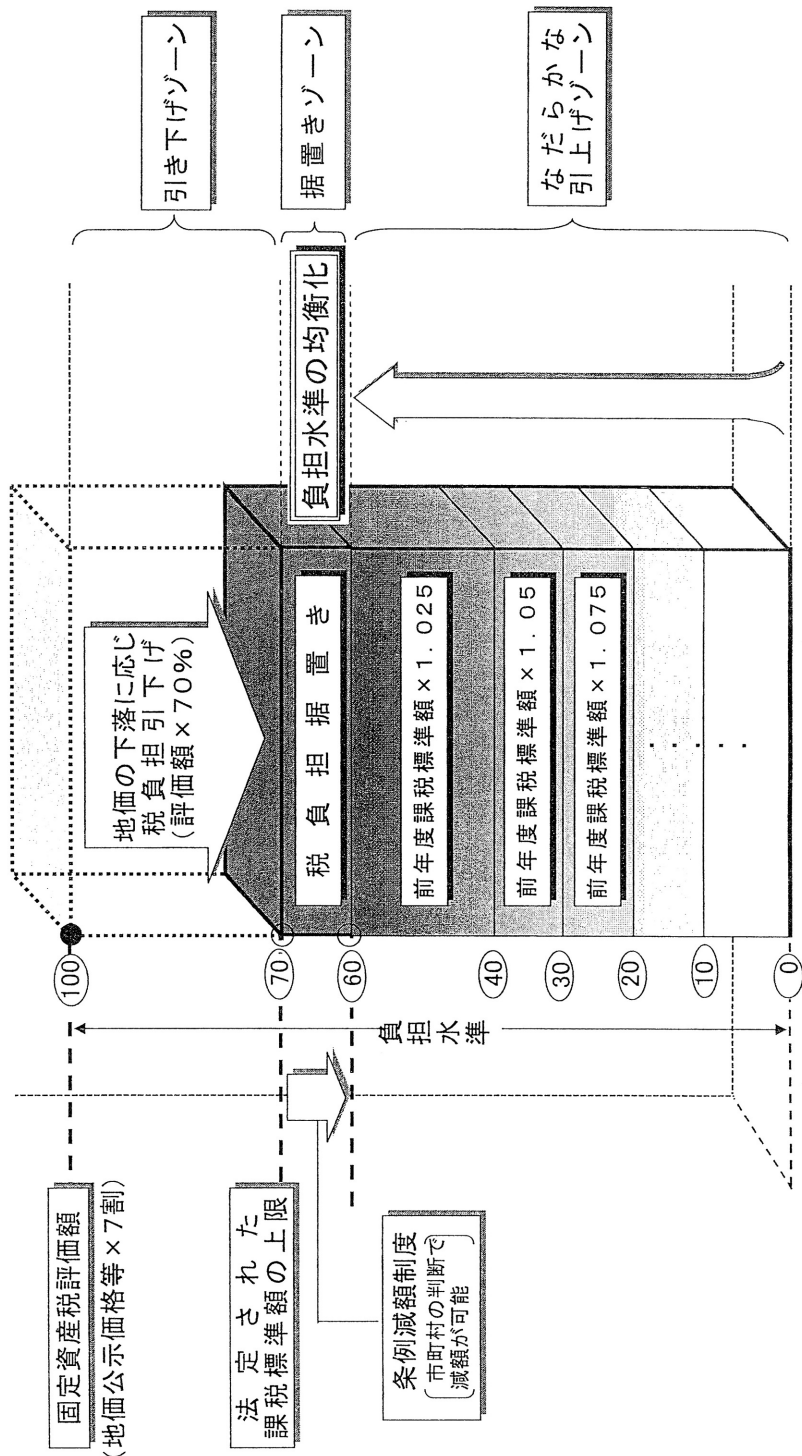


※ 制限税率 (2.1%) は、平成16年度改正により廃止。

〔負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}}$ = 評価額に対して、前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるかを示す指標〕

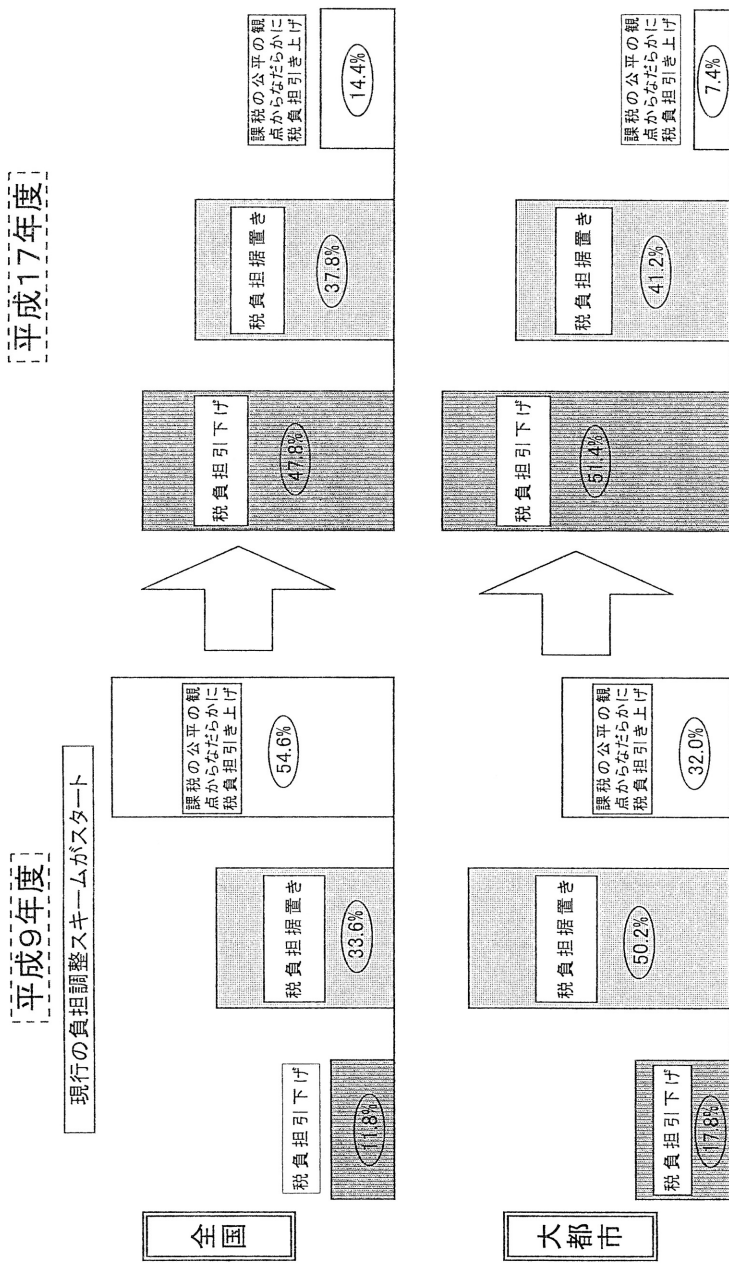
評価基準により算出
〔バラツキなし〕

固定資産税における負担水準の均衡化のしくみ（商業地等）



※別途、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置がある。

負担水準の分布の変化（平成9年度～17年度）

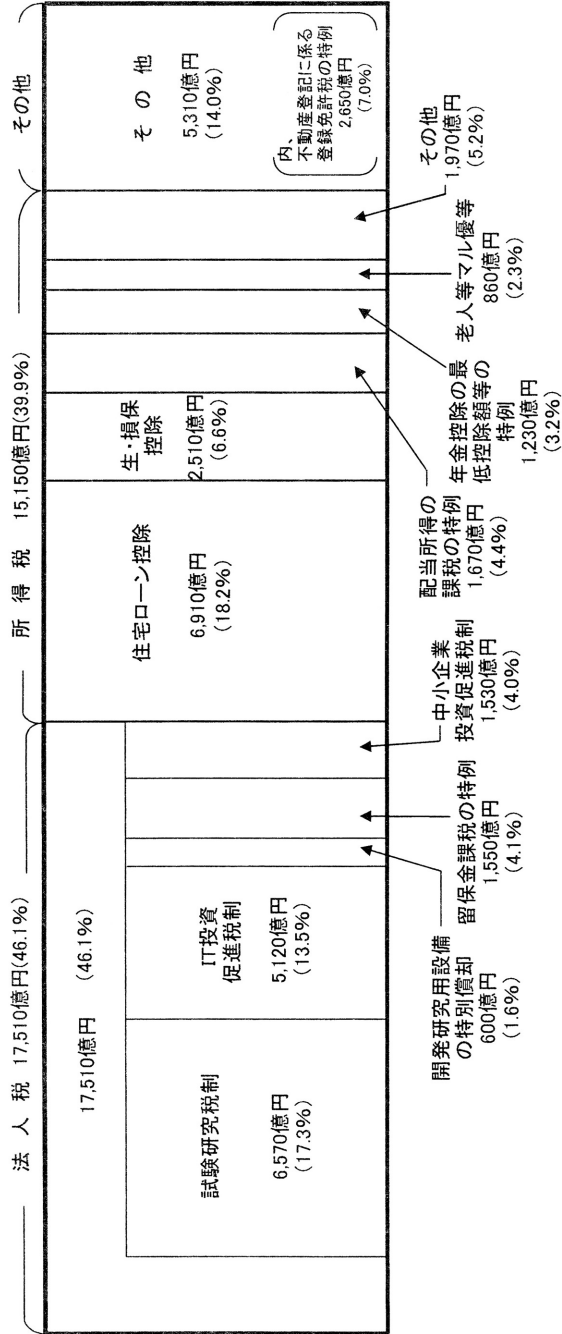


税負担を引下げていっている土地の割合は増加する一方、引上げている土地の割合は大きく減少。

※ オフィスビル用地など住宅用地以外の宅地（商業地等）の例

6. 租税特別措置等の整理合理化

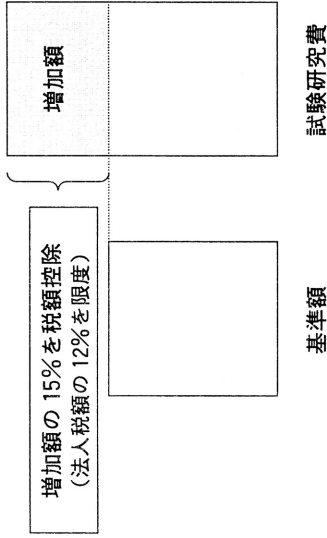
租税特別措置による減収額（37,970億円）の内訳（平成17年度ベース）



(注) 老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、18年1月に障害者等マル優に改組される。

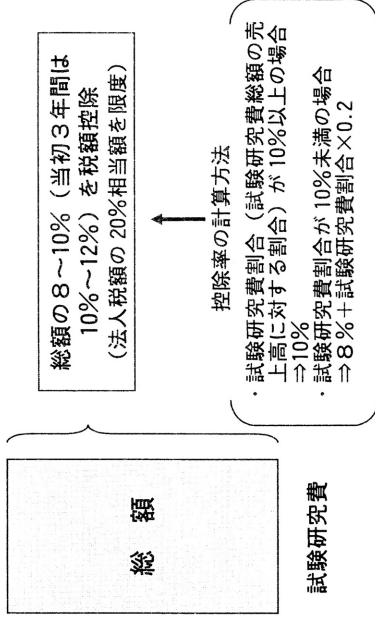
研究開発税制の概要（平成15年度改正）

増加試験研究費に係る税額控除制度



⇄
選択適用

試験研究費の総額に係る税額控除制度



試験研究費の総額に係る税額控除制度の仕組み

(1) 税額控除率

- ① 期限を区切らない措置…全法人に8%の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高い法人ほど控除率も高くなるよう、これに0%～2%を上乗せ（8%～10%）。
- ② 3年間の時限措置…①に加えて3年間の時限措置として、一律2%を上乗せ（当初3年間は10%～12%）。
- ② 中小企業については、一律で12%の税額控除率を適用。これに加えて、3年間の時限措置として、一律3%を上乗せ（当初3年間は一律15%）。
- ③ 産学官連携の共同・委託研究については、一律で12%の税額控除率を適用。これに加えて、3年間の時限措置として、一律3%を上乗せ（当初3年間は一律15%）。
- ④ 税額控除額(3)については、(1)との合計額)については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を上回る場合に限り、1年間の繰越し控除が可能。

I T 投資促進税制等の概要（平成15年度改正）

取得価額の10%
の税額控除

又は

通常の減価償却に
取得価額の50%
を上乗せ
(特別償却)

一定のI T
関連設備等
の取得等
(国内の事
業に限定)

一定の開発
研究用設備
の取得等
(国内の事
業に限定)

通常の減価償
却に取得価額
の50%を上
乗せ
(特別償却)

制度の仕組み

[I T 投資促進税制]

- (1) 10%税額控除と50%特別償却の選択制（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）
- (2) 資本金3億円以下の法人については、リース費用（リース費用総額の60%相当額）も税額控除の対象。
- (3) 対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
- (4) 税額控除額については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、1年間の繰越し控除が可能。

[開発研究用設備の特別償却]

試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度に加え、開発研究に専用される一定の機械装置及び器具備品に係る50%の特別償却（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）。

不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し(15年度改正)

15年度税制改正において、土地・建物間の実質的な税負担水準の格差を解消し、各種登記間の税率格差を是正するとともに、17年度末までの時限措置として、税率を2分の1に軽減

登記の種類・原因(主なもの)	15'改正前 (本 則)		現 行	
	本 則	特 例 (H15.4.1～18.3.31)	本 則	特 例 (H15.4.1～18.3.31)
所有権の移転	売買等	5.0 %	2.0 %	1.0 %
	遺贈、贈与等	2.5 %	2.0 %	1.0 %
	相続、合併	0.6 %	0.4 %	0.2 %
所有権の保存	0.6 %	0.4 %	0.4 %	0.2 %
地上権等の設定	2.5 %	1.0 %	1.0 %	0.5 %
所有権の信託の登記	0.6 %	0.4 %	0.4 %	0.2 %
仮 登 記	所有権の移転(売買等)	0.6 %	本登記の1/2	本登記の1/2
	そ の 他	1,000円		

(注) 1. 不動産登記に係る不動産価額の特例(土地の課税標準を3分の1に減額)は、適用期限(H15.3.31)をもって廃止。

2. 「仮登記」は、本登記が「不動産価額」を課税標準とするものに限る。

3. 上記「特例」による17年度減収額は、△2,650億円(17年度登録免許税収(見込額)は5,200億円)である。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成17年度ベース）

（単位：億円）

個人住民税		法人住民税		事業税		固定資産税					
1,940		1,880		2,430		2,940					
生命保険料 ・損害保険 料控除	890	その他	1,050	IT投資 促進税制	870	1,010	1,040	1,530	380	その他	1,030
				社会保険 診療報酬 の非課税 措置	1,040	560	830	新築住宅等 に対する減 額措置		一般課税 者、地方 課税者 に係る 特例	

- （注）
- 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
 - 2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
 - 3 交際費課税の特例による増収分1,510億円は、含まれない。
 - 4 数値は、十億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

不動産取得税の特例税率について

- 平成17年度末までの時限措置として、店舗、事務所、商業地等に係る税率について、本則4%であったものを3%に引き下げているもの。
- 平成15年度税制改正において、景気対策として実施された減税の一環として、3年間に限った措置として講じられたもの。

区分	税率	
	H15改正前	H15改正後
住宅・住宅用地	3% ^(※)	3% (H15.4.1～H18.3.31)
店舗、事務所、 商業地等	4%	3% (H15.4.1～H18.3.31)

(※) 住宅・住宅用地については本則4%のところ、特例により3%としていたもの。
 (住宅用地については、税額の4分の1を減額する特例措置により実質3%としていた。)

(注) 上記特例税率による17年度減収見込額(地財ベース)は、△1,031億円(17年度不動産取得税収は4,473億円)である。

7. 特 定 財 源

主な特定財源一覧

	エネルギー課税		左記以外	
	財源	使 途	財 源	使 途
特別会計法等で 使途特定	揮発油税 (2.9)	道路財源	自動車重量税 (1.1)	道路財源等
	石油ガス税 (0.03)	道路財源	牛肉等関税 (0.1)	肉用子牛等対策
	航空機燃料税 (0.1)	空港財源	交通反則者納金 (0.1)	交通安全対策
	石油石炭税 (0.5)	石油及びエネルギー需 給構造高度化対策財源	日本中央競馬会納付金 (0.3)	畜産振興事業、社会福祉 事業
	原油等関税 (0.04)	石炭対策終了に際し借 り入れた借入金の償還 等の財源	電波利用料 (0.1)	電波利用共益費用
	地方道路税 (0.3)	道路財源	自動車取得税 (0.5)	道路財源
	軽油引取税 (1.1)	道路財源		
税法で使途特定	電源開発促進税 (0.4)	電源立地・利用促進対 策財源		

(注1) 財源欄のかつこ書きは税収(単位:兆円、平成17年度予算額、地方財政計画額)

(注2) は、道路特定財源。

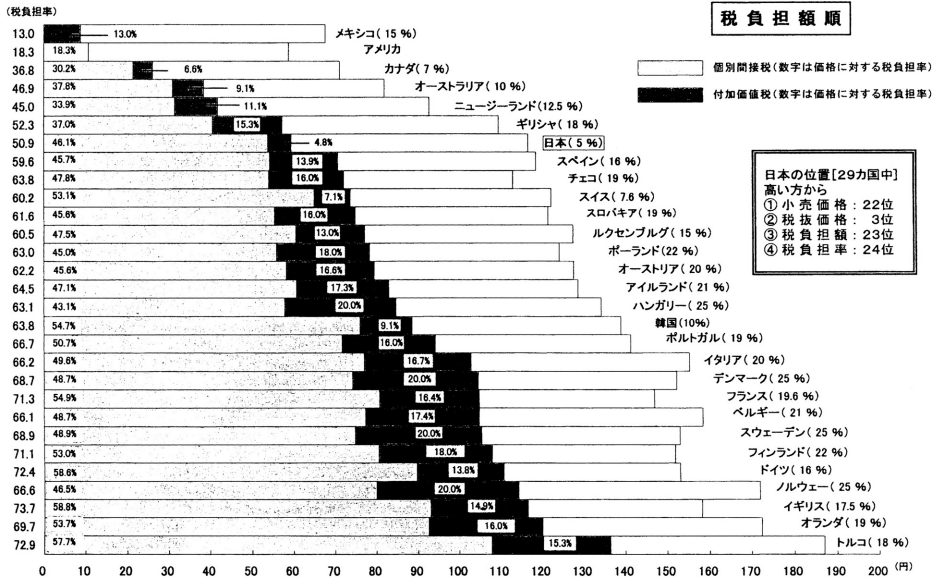
道路特定財源の概要（平成17年度予算・地方財政計画額）

税目 (※：目的税)	課税対象	税率	税収の用途	根拠法	税収 (単位：億円)
国	揮発油税 (昭和24年創設・ 29年特定財源)	48,600円/kl ○適用期限：20年3月31日 (本則税率：24,300円/kl)	・国の道路財源(1/4は道 路整備特別会計に直入)	道路整備費の財源等の 特例に関する法律3,5	29,138 【29,629】
	地方道路税※ (昭和30年創設)	5,200円/kl ○適用期限：20年3月31日 (本則税率：4,400円/kl)	・地方の道路財源として全 額譲与	地方道路税法1 地方道路譲与税法1,8	3,118 (地方分：3,118)
	石油ガス税 (昭和41年創設)	17円50銭/kg	・1/2は国の道路財源 ・1/2は地方の道路財源と して譲与	道路整備費の財源等の 特例に関する法律3 石油ガス譲与税法1,7	300 【153】 (地方分：150)
税	自動車重量税 (昭和46年創設)	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・家用 6,300円 ・営業用 2,800円 ○適用期限：20年4月30日 (本則税率：いずれも2,500円)	・国の道路財源 ・公害健康被害の補償費用 の財源として交付 ・1/3は地方の道路財源と して譲与	公害健康被害の補償等 に関する法律附則9 自動車重量譲与税法 1,7	11,325 【5,851】 (地方分：3,775)
	地	軽油引取税※ (昭和31年創設)	32,100円/kl ○適用期限：20年3月31日 (本則税率：15,000円/kl)	・都道府県及び指定市の道 路財源	地方税法700,700の 50
方	自動車取得税※ (昭和43年創設)	・家用 取得価格の5% ・営業用及び軽自動車 " 3% ○適用期限：20年3月31日 (本則税率：いずれも3%)	・地方公共団体(7割市町 村、3割都道府県及び指 定市)の道路財源	地方税法699,699の 33	4,655

(注) 税収額の【 】書きは、国の道路特定財源とされている額

- ・揮発油税及び石油ガス税は、決算調整額(税収の平成15年度決算額と平成15年度予算額との差)を含む額が道路特定財源とされている。
- ・自動車重量税は、国分(2/3)の約8割(77.5%)相当額が国の道路特定財源とされている。

OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税(2005年第1四半期)

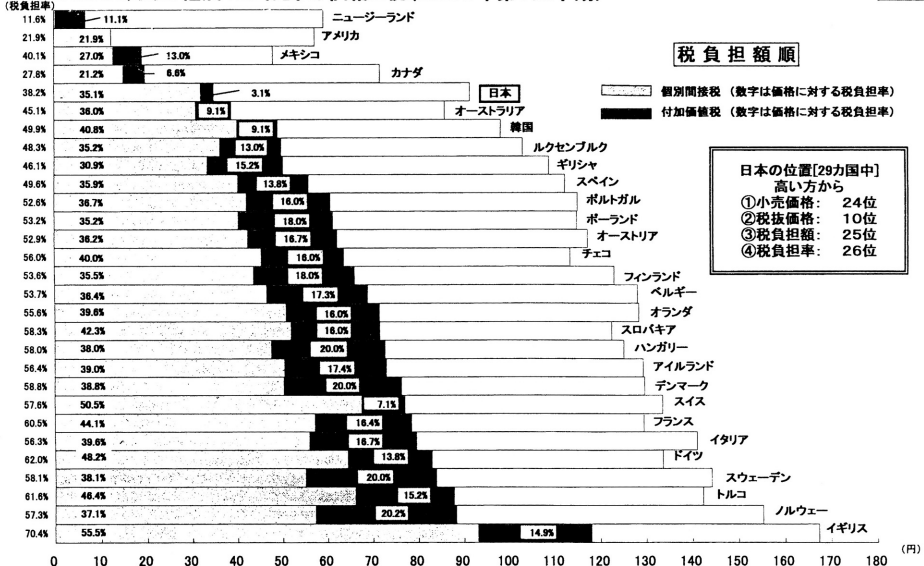


出典: IEA「エネルギー価格と税(2005年第2四半期)」。
 (注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。
 2. () 書きは、各国のガソリンに対する付加価値税である。
 3. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。なお、石油石炭税を加えた場合の税負担率は52.6%となる。
 4. 換算レートはIEA資料に基づく。

軽油の小売価格に占める税の負担割合の国際比較 (未定稿)

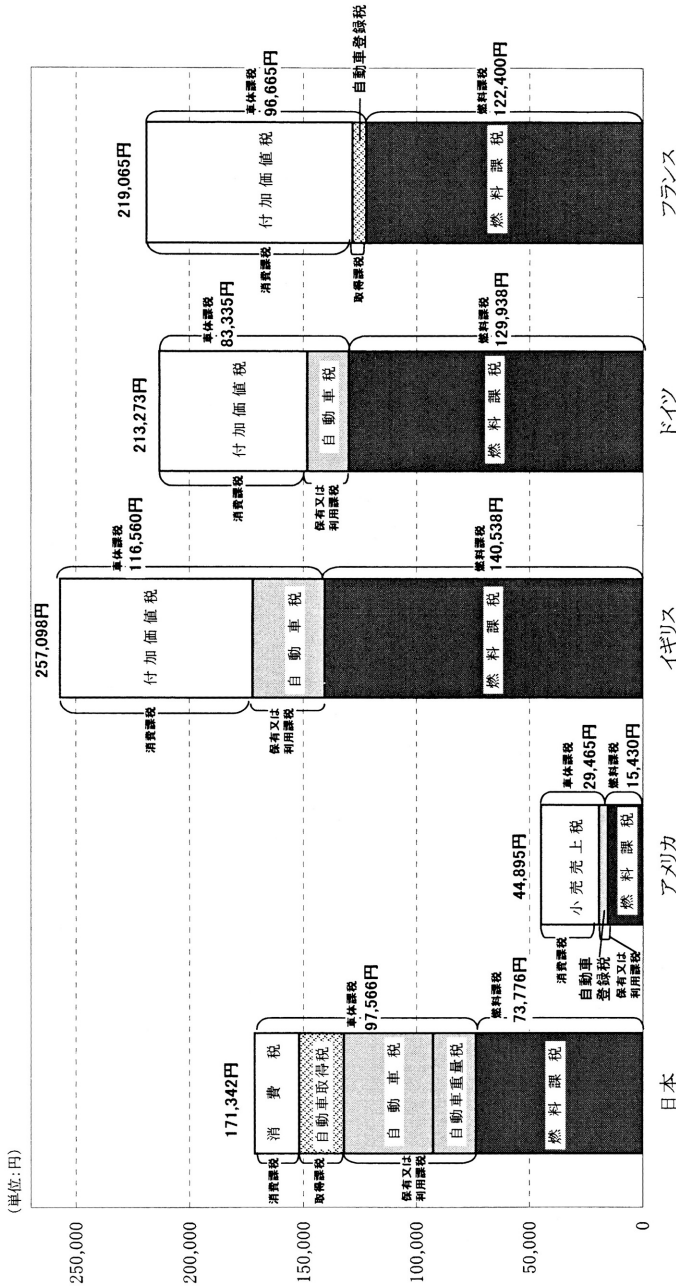
OECD諸国の軽油1ℓ当たりの価格と税(2005年第1四半期)

参考資料



出典: IEA「エネルギー価格と税(2005年第1四半期)」(メキシコについては、2004年第3四半期)。
 (注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。
 2. わが国の個別間接税は、揮発油税、軽油引取税である。
 3. 換算レートはIEA資料に基づく。

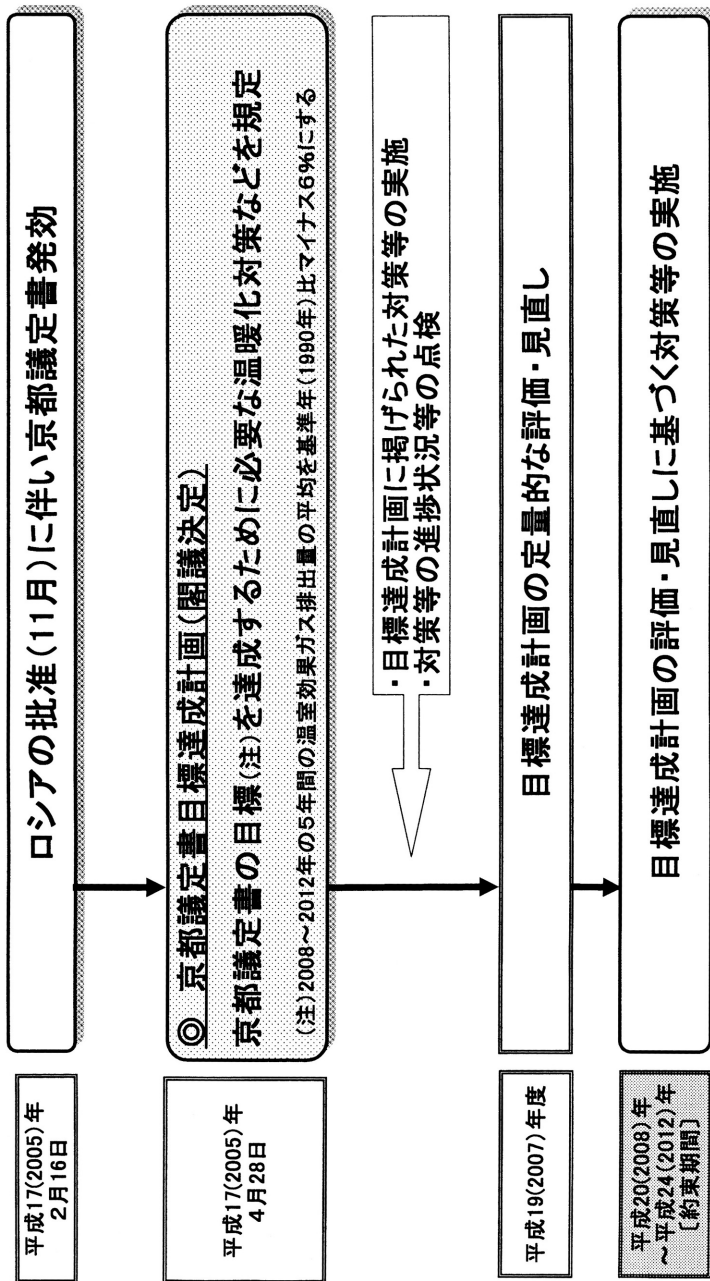
自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算） （2000ccクラスの自家用乗用車の例）



- (注) 1. 車両重量約1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓ、平成17年1月現在の税率
 車体価格：日本 2,467,500円、アメリカ 17,782ドル、イギリス 17,270ポンド、ドイツ 20,980ユーロ、フランス 24,600ユーロ
 燃料価格：日本 118.5円/ℓ、アメリカ 62.8セント/ℓ、イギリス 80.9ペンス/ℓ、ドイツ 1.07ユーロ/ℓ、フランス 1.015ユーロ/ℓ
 為替レート：アメリカ1ドル＝109円、イギリス1ポンド＝198円、ドイツ1ユーロ＝135円
 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。
 フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。
 2. 上記のほかは、重量課税として、フランスにおいては車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

8. 地球温暖化問題への対応

京都議定書の目標達成のためのスケジュール



京都議定書目標達成計画(抄)(平成17年4月28日閣議決定)

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(6-2) 環境税

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中で具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

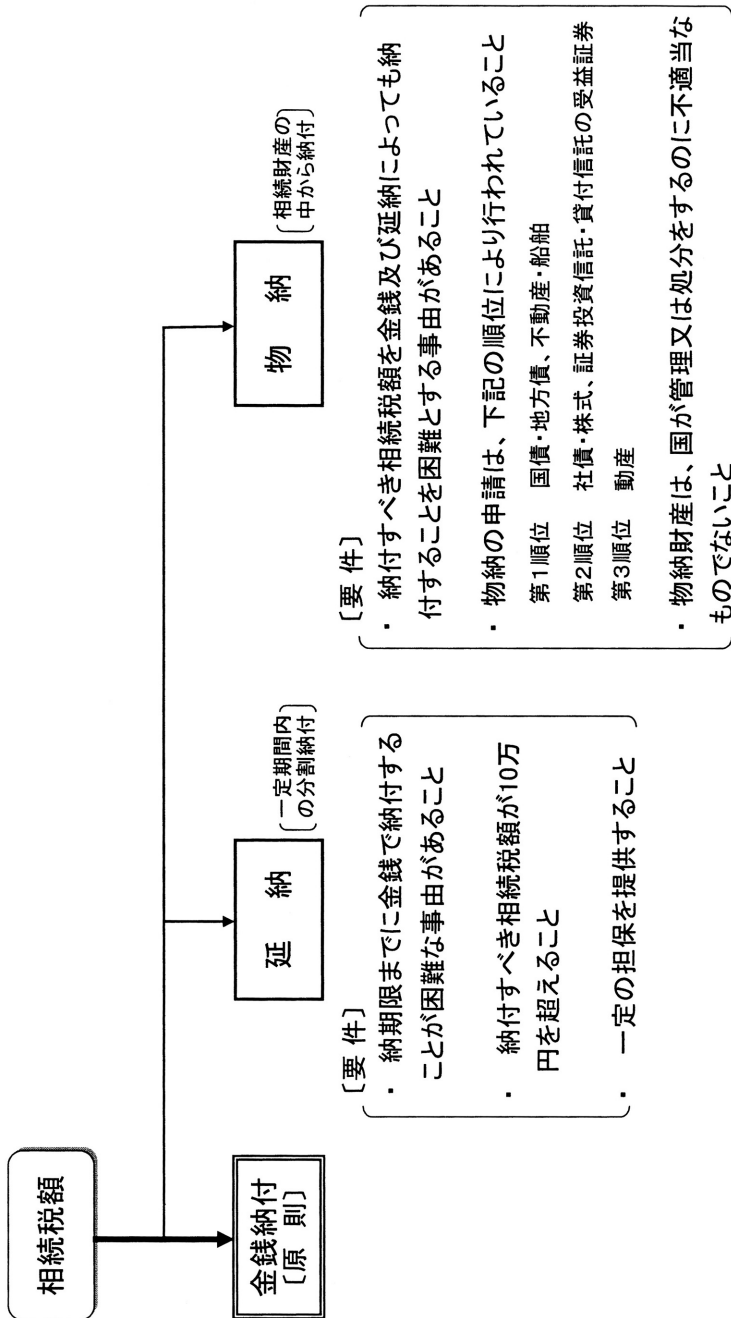
9. 納税環境整備

公示制度について

	所得税	相続税・贈与税	法人税
根拠条文	所得税法 233条 【昭和25年創設】 施行規則 106条	相続税法 49条 【昭和25年創設】	法人税法 152条 【昭和25年創設】 施行規則 68条
公示要件	税額 1,000万円超	(相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 (贈与税) 課税価格 4,000万円超	所得金額 4,000万円超 (2,000万円超)
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額	① 氏名 ② 納税地 ③ 課税価格	① 法人の名称 ② 納税地 ③ 代表者の氏名 ④ 所得金額 ⑤ 事業年度の開始及び終了の日
公示期間	翌年の5月16日～5月31日	申告書の提出があった日から4か月 以内に、少なくとも1月間	申告書の提出があった日から3か月 以内に、少なくとも1月間
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示	規定なし	税務署の掲示場に掲示
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	期限内申告書、期限後申告書、修正申告書	確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日	(相続税) 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内 (贈与税) 翌年の2月1日～3月15日	事業年度終了の日の翌日から2月以内

- (注) 1. 法人税の()書きは、事業年度が6月以下の場合である。連結法人についても対象となる。
 2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。
 3. 上記の他、課税停止中である地価税についても公示制度がある。

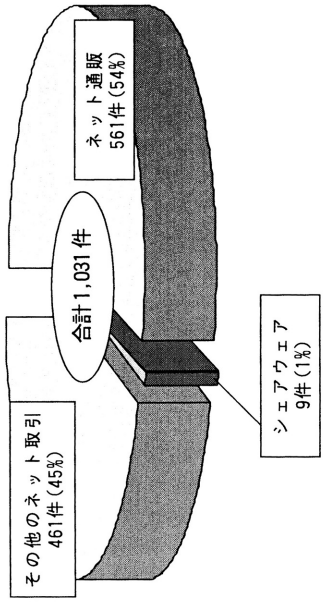
相続税の納付の方法



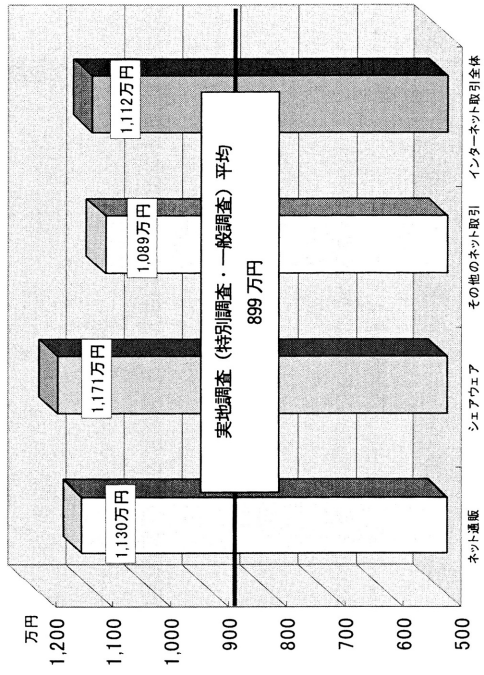
※ 物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額の価額（相続税評価額）による。

インターネット取引を行っている者に対する調査状況

1. 取引区分別の調査件数の状況



2. 1件当たりの申告漏れ所得金額の状況



(出 所) 国税庁「平成16事務年度における所得税及び消費税調査等の状況(概要)」

- (参 考) 1 ネット通販：事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)を行っているもの
 2 シェアウェア：インターネットにおいて、電子画像や電子データの販売を行っているもの
 3 その他のネット取引：1及び2に該当しないサービスを行っているもの
 4 上記取引区分別の調査件数の合計1,031件のうち、2割弱程度が無申告
 5 無申告加算税制度の概要：期後申告又は決定による納付すべき税額に対して、15% (期後申告を自主的に行った場合には、5%) の無申告加算税が課される (国税通則法第66条)。

公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金等の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

個人住民税

天引き(特別徴収)なし

公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

国民健康保険料

天引き(特別徴収)なし

【参考】「医療制度構造改革試案(平成17年10月・厚生労働省)」においては、

「保険料について、年金からの特別徴収(年金天引き)を実施する」(後期高齢者医療制度)、

「国保加入の65歳以上の前期高齢者も対象とする」(前期高齢者医療制度)

こととされている(平成20年度を目標)。

